



北区
ホップ・
ステップ・
ジャンプ教室

(不登校の児童・生徒のための
適応指導教室)



北区教育委員会
教育総合相談センター

(表紙絵：通級生徒作品)

ホップ・ステップ・ジャンプ教室とは

- * 様々な原因で学校に行けない子どもたちに対して、学校に登校できるように支援し、社会的に自立していける力を養うことを目的として設置された教室です。
- * 個別の進度やニーズに応じた学習、自己肯定感を育むためのカウンセリング、陶芸や絵手紙づくりなどの体験的な活動やスポーツ等を行っています。

指導体制は

- * 学習指導は教育指導員・講師が、カウンセリングは不登校相談スクールカウンセラーが担当します。

活動内容は

- * 相談担当者が、子ども・保護者と面接を行い、子どもの状況に応じて通う曜日・時間や、活動内容を決めていきます。

活動例

時間	活動内容
8:40～9:00	登校時間
9:00～9:15	1日の活動計画確認
9:15～10:05	1校時（教科の学習）
10:15～11:05	2校時（教科の学習）
11:15～12:05	3校時（教科の学習）
12:05～13:00	昼食・昼休み
13:00～13:50	4校時（教科の学習）
14:00～14:50	スポーツ等
14:50～15:05	1日の振り返り、まとめ
15:05～15:30	下校

- * 日常的な活動の他に、陶芸、絵手紙づくり、習字、絵画、打楽器や野外活動、社会体験教室などの体験学習があります。

通級できる日は

- * 月曜日から金曜日までです。
- * 北区立学校が夏季・冬季・春季の長期休業中は、休みとします。なお、夏季休業中に、体験的な活動を行うこともあります。

活動できる時間は

- * 午前9時から午後3時30分までを基本とします。
- * 子どもの状況により、活動時間を短くすることも可能です。午前・午後を通して出席する時には、お弁当を持参してください。

学校との連携は

- * 通級した日数は、学校の出席扱いにすることができます。
- * 活動の様子は月ごとに学校に伝えます。学校との連携を図り、子どもの学校復帰を組織的に支援します。
- * 万が一、通級途中や教室内でけがをしたときには、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受けることができます。

通級開始の手続きは

- * 通級開始の手続きは以下のとおりです。

(1) 面談・見学申し込み

学校と相談したうえで、教育総合相談センターに電話等で面談・見学の申し込みをします。

(2) 面談・見学

教育総合相談センターの相談担当者が、子ども及び保護者と面談を行います。教室の見学も可能です。

(3) ケース検討

教育総合相談センターが、教室の通級開始手続きを進めるケースであるかを検討し、結果を保護者と学校に報告します。

(4) 「適応指導教室体験・通級申請書」の提出

学校が保護者と確認しながら、「適応指導教室体験・通級申請書」を作成し、教育総合相談センターに提出します。

(5) 体験の開始

適応指導教室の教育指導員が保護者に連絡し、適応指導教室についてのオリエンテーションを行う日程を相談します。オリエンテーションの後に、体験開始の日程について相談します。

(6) 通級の決定

子どもの様子や保護者の願い、学校長の意向等を踏まえ、教育委員会が通級の可否を決定します。

お願い

- * うわばき（運動できるくつ）を用意してください。
- * 毎日学習道具（教科書、ノート、筆記用具、体操着等）を持参してください。
- * 通級途中の交通安全等には、十分気を付けてください。
（小学生は原則として、保護者の送り迎えをお願いします。）
- * 中学生は在籍校の標準服を着用します。
- * 他の子どもの学習や生活の妨げになるような行為がある場合は、通級を停止することがあります。

北区役所滝野川分庁舎

東京都北区滝野川2丁目52番10号



JR王子駅北口（親水公園口）より 徒歩10分

(不登校相談や入級については)

北区教育総合相談センター

教育総合相談窓口

電話 03-3908-1326

(ホップ・ステップ・ジャンプ教室への連絡先)

電話 03-3908-1215

FAX 03-3908-1253

The specially designated
guidance classroom

HOP STEP JUMP